平成２９年（再イ）第２８号
青森市大字大野字鳴滝58番地14
再生債務者　小林　　満
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年１月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年１月５日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２９年（再イ）第８号
岩手県一関市大東町猿沢字諏訪向10番地
再生債務者　小山　弘和
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年１月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年１月５日　盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（再イ）第１１号
山形県東置賜郡高畠町大字深沼1873番地
再生債務者　竹田　京子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年１月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年１月５日　山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（再イ）第１２号
山形県米沢市丸の内２丁目４番23号　パークサイド古山Ｃ棟110号室
再生債務者　加藤　　誠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年１月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年１月５日　山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（再イ）第７号
島根県安来市今津町448番地11
再生債務者　越野　勝志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年１月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年１月５日　　松江地方裁判所民事部

平成２９年（再イ）第４号
徳島県阿南市羽ノ浦町西春日野398番地
再生債務者　和田　耕一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年１月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年１月５日　徳島地方裁判所阿南支部

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 30 年 1 月 19 日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

1．⑶⑯ルの次に次のとおり加える。
ヲ　冬の北海道観光ふりーぱす
㈠　割引をする自動車
㈠に定める期間のうち連続する最大２日間又は３日間に、㈡(a)に定める区間を通行（当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。以下同じ。）（以下「道南プラン」という。）、㈡(b)に定める区間を通行（以下「道北プラン」という。）又は㈡(c)に定める区間を通行（以下「道東プラン」という。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち、軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）。

㈡　割引を適用した後の料金の額
本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

	最大日数	軽自動車等	普通車
道南プラン	２日間	4,800円	6,000円
	３日間	5,600円	7,000円
道北プラン	２日間	4,800円	6,000円
	３日間	5,600円	7,000円
道東プラン	２日間	4,800円	6,000円
	３日間	5,600円	7,000円

㈢　実施する期間
平成30年１月20日から同年４月２日まで。
㈣　適用区間
(a)　道南エリア
道央自動車道の大沼公園インターチェンジから札幌インターチェンジまで及び道東自動車道の千歳恵庭ジャンクションから千歳東インターチェンジまでの区間並びに札樽自動車道及び日高自動車道（苫東道路）の全区間。
(b)　道北エリア
道央自動車道の新千歳空港インターチェンジから士別剣淵インターチェンジまで及び道東自動車道の千歳恵庭ジャンクションから千歳東インターチェンジまでの区間並びに札樽自動車道及び深川・留萌自動車道（深川沼田道路）の全区間。
(c)　道東エリア
道央自動車道の新千歳空港インターチェンジから札幌インターチェンジまでの区間並びに札樽自動車道及び道東自動車道の全区間。
㈤　割引相互間の適用関係
本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。

別表３のうち、
「東関東自動車道（湾岸市川・潮来間、茨城空港北・茨城町ジャンクション間）

	茨城町西	茨城町東
茨城空港北	11.0	13.4

」を
「東関東自動車道（湾岸市川・潮来間、鉾田・茨城町ジャンクション間）

		茨城町西	茨城町東
	茨城空港北	11.0	13.4
鉾田	8.8		

」に改める。